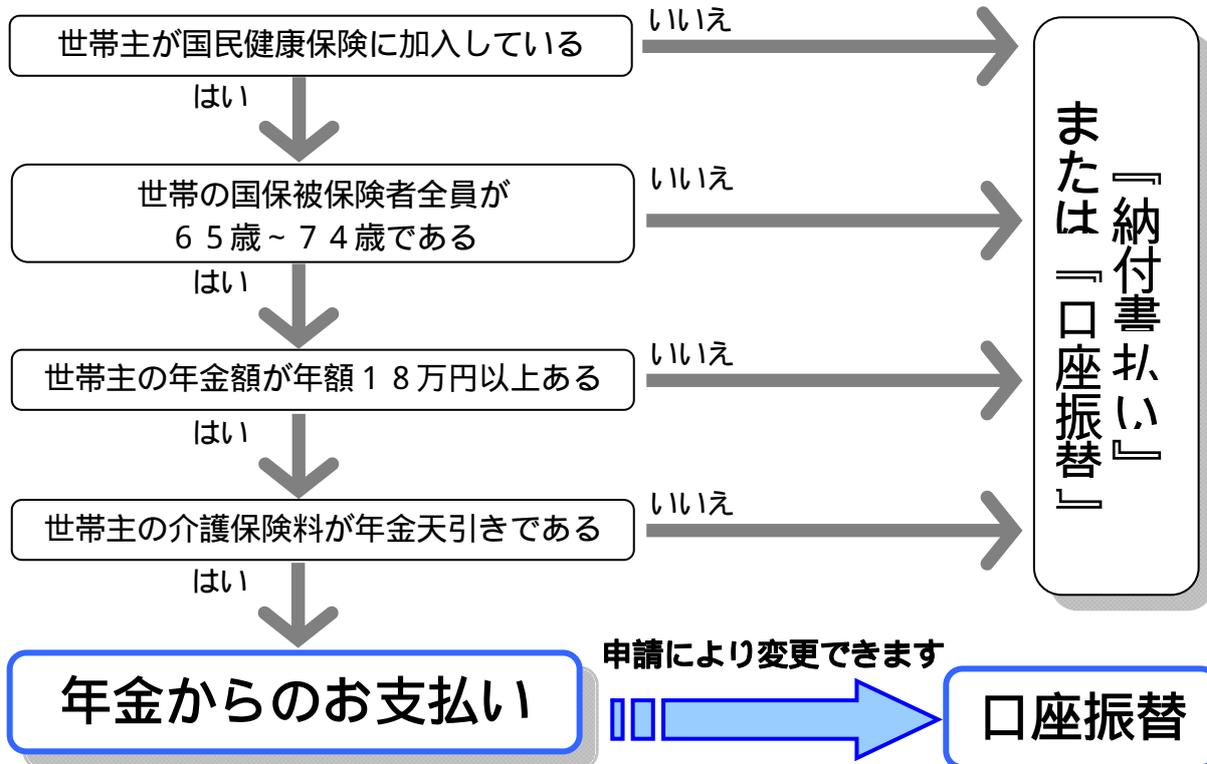


世帯内の国保被保険者が全員65歳～74歳で世帯主も国保被保険者の場合、世帯主の年金から保険税をお支払いいただくことになります。

【該当要件】



介護保険料と国保税の合算額が年金額の2分の1を超える場合は、年金からのお支払いにはなりません。

社会保険料控除

社会保険料控除については次の方が申告できます。

年金からのお支払い・・・保険税が天引きされている年金の受給者ご本人

口座振替によるお支払い・・・口座振替により保険税を支払った方

申告する方によって世帯全体の所得税や住民税が減額となる場合がありますのでご注意ください。

新規に年金天引きとなる方

新規に国保税が年金天引きとなる方につきましては、年金保険者名、年金種別、お支払いいただく金額等を記載し、改めて個別にお知らせします。